**暮らし**

**小規模工事等契約希望者の登録を受け付けます**

　令和2年～4年度までに市が発注する小規模工事（工事金額が50万円以下のもの）の受注を希望する場合は、期間内に登録申請が必要です。

期間　2月3日～2月28日

対象　市内に事業所を有し、市税に未納がなく、一括下請けを行わず自ら施工できる事業者

※大崎市入札参加業者登録（建設工事）をしている事業者を除きます。

申込　市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/8,990,19,html）から申請様式をダウンロードし、申請書一式を財政課に持参または郵送

問合わせ 財政課入札契約担当 電話23-5177

**令和2年度は行政区長の改選期です**

　行政区長は、行政区の推薦に基づき4月に委嘱され、任期は3年です。

　総会など、地域の実情に応じた公平な選考方法により、2月末までの推薦に協力をお願いします。

問合せ まちづくり推進課地域自治・NPO担当 電話23-5069

**固定資産税償却資産の申告を忘れずに行いましょう**

　令和2年1月1日現在、市内に償却資産（事業用資産）を所有している個人・法人は、1月31日までに固定資産税（償却資産）の申告が必要です。

　前年度まで申告した人には、12月中旬に償却資産申告書を発送しました。

　インターネットを利用した電子申請も可能です。詳しくは地方税ポータルシステム（https://www.eltax.lta.go.jp/）を確認してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 業種 | 物品例 |
| 小売業 | 商品陳列ケース、陳列棚、冷蔵庫など |
| 農業 | 農業用機械など |
| 建設業 | 土木建設機械など |
| 不動産賃貸業 | 駐車場舗装、フェンスなど |

申告期限　令和2年1月31日

申告場所　税務課、各総合支所市民福祉課税務担当

問合せ 税務課家屋担当 電話23-2148

**住民基本台帳閲覧状況を公表します**

　住民基本台帳法に基づき、平成30年11月1日から令和元年10月31日までの1年間の閲覧状況を公表します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 申請 | 閲覧対象者 |
| 国・地方公共団体 | 1件 | 1,237人 |
| 個人・法人 | 21件 | 709人 |

公表（閲覧）開始日　1月6日

公表場所　市政情報センター（市役所東庁舎1階）、市政情報コーナー（各総合支所地域振興課内）

問合せ 市民課住民記録係 　電話23-6079

**各種税の口座振替結果は記帳で確認してください**

　税の納付に口座振替を利用している人は、各期の口座振替結果を記帳で確認してください。

　国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料（いずれも普通徴収で年金天引きを除く）については、1月15日に口座振替済通知を発送します。確定申告時の社会保険料控除額の確認などに利用してください。

　上記以外の税で発行を希望する場合は随時発行・送付しますので、お問い合わせください。

問合せ 納税課収納担当 電話23-5148

**3010（さんまるいちまる）運動に取り組みましょう**

　日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」が年間643万トン出されています。

　特に宴会では、食堂やレストランに比べ、5倍以上の食べ残しが発生しているといわれています。

　3010運動に取り組み、食べられるのに廃棄される食品を減らしましょう。

運動内容　食べきれる量のメニューを選ぶ　乾杯後の30分間は席を立たず料理を楽しむ　宴会の閉会10分前は自分の席で料理を楽しむ

問合せ 世界農業遺産推進課企画調整担当　電話23-2281

**2020年農林業センサスを実施しています**

　2020年農林業センサスは、5年ごとに実施される統計法に基づく重要な統計調査です。農山村地域における農林業の生産や、就業構造の実態を明らかにすることを目的としています。

　農林業を営む個人・法人・生産組合などには、調査員が訪問しますので、協力をお願いします。

問合せ 市政情報課統計担当 電話23-5091

**地酒で乾杯！地産地消の取り組みを推進しましょう**

　郷土の食文化の継承、地域経済の活性化を目的に、市では、市内で生産された日本酒や地発泡酒などの「地酒で乾杯を推進する条例」を制定しています。

　新年の祝いの席や、会社の仲間や気の合う友人との酒席の場では、積極的に大崎市の地酒で乾杯しましょう。

問合せ 観光交流課観光担当 電話23-7097

**大規模小売店舗立地法に基づく縦覧を行います**

　アクロスプラザ古川南店の変更届提出に伴い縦覧を行います。

日時　3月23日まで

場所　産業商工課

変更内容　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名（名称）・住所・代表者の氏名

問合せ 産業商工課商工振興担当 電話23-7091

**農林業系汚染廃棄物の焼却処理に関する住民説明会を行います**

　東京電力福島第一原発事故の影響により発生した農林業系汚染廃棄物の処理を進めるために、焼却処理の実施方法などについて、市民を対象に説明会を開催します。

日時　1月25日　10時

場所　市役所本庁舎北会議室2階

問合せ 環境保全課放射能対策推進室 電話23-6074

**古川税務署で確定申告会場を開設します**

　開設期間外は、待ち時間が長時間になる場合があります。開設期間中にお越しください。

日時　2月17日～3月16日　9時～17時（受け付けは16時まで）

※土曜・日曜日、祝日を除きます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 税目 | 申告・納期限 | 振替納付日 |
| 所得税および復興特別税 | 3月16日 | 4月21日 |
| 消費税および地方消費税 | 3月31日 | 4月23日 |

パソコンなどからの確定申告

　国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）では、申告書の作成や国税電子申告（e-Tax）ができます。

問合せ 古川税務署個人課税第一部門 電話22-1711

**福祉**

**おむつ代の確定申告医療費控除の確認書を交付します**

　令和元年中の所得に関する確定申告用として、おむつ代に係る医療費控除に必要な確認書を交付します。

受付場所　高齢介護課、各総合支所市民福祉課地域福祉担当

対象　次のすべてを満たす人　要介護認定を受けている人で、主治医意見書に寝たきり状態にあることなどの記載が確認できる人　平成30年中の所得に関する確定申告時に、おむつ代に係る医療費控除を受けた人

※初めておむつ代の医療費控除を申告する人は、医師が発行する「おむつ使用証明書（医療費控除用）」で申告してください。

持ち物　対象者の介護保険被保険者証、申請者の本人確認ができるもの

※本人または民法で定める親族以外の　人が申請する場合は、委任状（任意様　式）が必要です。

問合せ 高齢介護課介護審査係 電話23-6125

各総合支所市民福祉課地域福祉担当

**障害者控除対象者認定書を交付します**

　令和元年中の所得に関する確定申告用として、障害者控除対象者認定書を交付します。

交付場所　高齢介護課、各総合支所市民福祉課地域福祉担当

対象　昭和30年1月1日以前に生まれた要介護（1～5）認定者のうち一定の条件に当てはまる人

持ち物　対象者の介護保険被保険者証、申請者の本人確認ができるもの

※本人または民法で定める親族以外の　人が申請する場合は、委任状（任意様　式）が必要です。

問合せ 高齢介護課介護審査係 電話23-6125

各総合支所市民福祉課地域福祉担当

**源泉徴収票が送付されます**

　老齢年金を受けている人に、1年間の年金の総額などをお知らせする「令和元年分公的年金等の源泉徴収票」が、1月中旬以降、日本年金機構から送付されます。源泉徴収票は、確定申告をする際に必要になります。

※障害年金・遺族年金は、課税の対象外のため、源泉徴収票は送付されません。

問合せ 古川年金事務所 電話23-1200